

鳥取県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年 9月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県条例第51号

鳥取県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例

鳥取県障害者施策推進協議会条例（昭和47年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、鳥取県障害者施策推進協議会の設置に関し必要な事項を定めるとともに、障害者基本法（昭和45年法律第84号）<u>第36条第3項</u>及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第9条第3項の規定に基づき必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第3条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。</p> <p>（1） <u>障害者基本法第36条第1項各号</u>に掲げる事務</p> <p>（2） 略</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、鳥取県障害者施策推進協議会の設置に関し必要な事項を定めるとともに、障害者基本法（昭和45年法律第84号）<u>第26条第3項</u>及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第9条第3項の規定に基づき必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第3条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。</p> <p>（1） <u>障害者基本法第26条第2項各号</u>に掲げる事務</p> <p>（2） 略</p>

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、障害者基本法の一部を改正する法律（平成23年法律第90号）附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の公布の日から施行の日の前日までの間における改正前の鳥取県障害者施策推進協議会条例の規定の適用については、同条例第1条中「第26条第3項」とあるのは「第34条第3項」と、同条例第3条第1号中「第26条第2項各号」とあるのは「第34条第2項各号」とする。